

ちよこつと通信

青木厚二郎税理士事務所

R2.1月号

VOL.091

いつもお世話になります。

令和2年がスタートしました。本年もよろしくお願いいたします。

昨年のイチロー杯の閉会式でイチローさんは、「あたりまえがあたりまえでない経験をして欲しい」と野球少年に話していました。あたりまえであることを昨年考えたこともあってとても共感しました。今月もよろしくお願いいたします。



私たちが感銘を受けた

先人の言葉

運命は
性格の中にある

〜芥川龍之介〜

不満の原因

我々が感じる不満のすべては、
我々が持っているものに対して
感謝の念を抱くことがないことから
生じている。

デフォー（イギリスの作家）
〜元気手帳7より〜

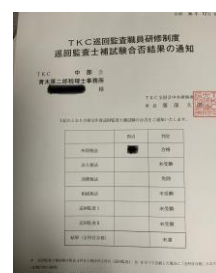


今月のいろいろ「掲示板」

【TKC巡回監査士補試験】

巡回監査士は、コンサルタント系の民間資格認定団体では最も権威のある公益社団法人全日本能率連盟の登録資格で、まず目指すべき試験である巡回監査士補試験に職員が毎年受けています。

税法科目、税法外科目を受け6科目すべて合格したときに巡回監査士補の資格がもらえます。コツコツ受け続けることが大切な試験となります。



知っところ！「税務のマメ知識」

第一類医薬品と医療費控除

医療費控除の対象となる医薬品とは、①薬機法上の「医薬品」であり、かつ、②「治療又は療養に必要」なものであるため、ドラッグストア等で薬剤師から説明を受けて購入した市販薬であっても、①②を満たさなければ控除対象になりません。

副作用の発生リスクが高い等のため、薬剤師の情報提供がなければ購入することができない市販薬は、「第一類医薬品」に分類され、①薬機法上の「医薬品」に該当しますが、薬剤師の情報提供があるにすぎず、納税者の症状を診察しているわけではないため、直ちに②「治療又は療養に必要」であったと判断することはできません。

例えば、「第一類医薬品」である(a)頭痛薬、又は、(b)禁煙補助薬（貼付剤）を薬剤師からの情報提供を受けて購入した場合、(a)について、納税者の頭痛を治すために購入したことが明らかであれば②を満たします。一方、(b)について、納税者が禁煙して「健康維持」の目的で購入したのか、ニコチン依存症を「治療する」目的で購入したのかの判断はつかないため、②を満たすとはいえません。

(b)を購入する際、医師による処方箋があれば、納税者の「治療に必要」だと医師が判断したことになるため、②を満たし、医療費控除の対象となります。

なお、(a)であっても、いわゆる「常備薬」として備え付ける目的で購入した医薬品は、②を満たさず、医療費控除の対象から外れてしまうとのことです。

常備薬や、疾病予防等の目的で購入した医療費控除対象外の「医薬品」であっても、いわゆる「スイッチ OTC 医薬品」（要指導医薬品及び一般用医薬品のうち医療用から転用された医薬品）に該当すれば、「セルフメディケーション税制」の適用を受けることができます（参考：厚生労働省「セルフメディケーション税制（特定の医薬品購入額の所得控除制度）について」）。

引用；週刊税務通信 3588 号

事務所あれこれ日記

【只越八幡神社】

毎年、仕事始めに事務所の北側にある只越八幡神社に参拝に行きます。
今年も職員皆で出かけお参りしてきました。



AOKI LICENSED TAX
ACCOUNTANT OFFICE

青木厚二郎税理士事務所

〒501-0221

岐阜県瑞穂市只越 1054 番地 2

電話：058-260-4310

FAX：058-260-4311

<http://www.aoki-kaikei.com>

Mail:info@aoki-kaikei.com

